



生命又は心身の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ◎速やかに教育委員会や関係機関に報告する。教育委員会の支援のもと組織的に対応する。
- ◎事案によっては保護者に説明する是非を判断し、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ◎事案によってはマスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。